会津会場(会津大学 講堂) 10月26日(金)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	警戒区域が外れると、地域外の人も盛んに出入り することになる。防犯の面で、住民や必要な作業者 だけが入れるシステムを考えてもらえないか。	内閣府	区域の見直しに伴って部外の方々が入ってくるのではないかという不安は、非常によく聞く話でございますし、それに対応して、例えば楢葉町でも主要な道路以外は通行を制限する、あるいは、しっかりと警備の人達をつける、というような個別の対応をされていると伺っております。一方で、小高地区の様に解除されても生活インフラが整わない、そのスピードが非常に遅いという事で人の戻りが思ったように進んでいないという事例があることも十分承知しておりますし、私どももどういう措置が必要だったのかという反省も致しております。避難指示解除準備区域の大きな目的は復旧や復興の作業を出来るだけ加速させたいということでございますので、南相馬のような形で進んでいないところに関しては、上下水道や廃棄物の問題等があることも承知致しておりますので、そうした事例も参考にさせていただきながら対応していくことが必要だと考えております。また、防犯等についても、先程口先だけというお話もございましたけれども、確かに、実際に解除した後でも特定の道路だけを開けるとか、具体的にどのような形で出入りの管理をしていくのかということについては、全て全部開けてしまうということにこだわるつもりもございませんで、具体的にどういう風な形にしていけば良いのかということは、実情も踏まえてこれから決めていければ良いなとかんがえておりますので、今のご意見も非常に貴重なご意見だと思いますので、十分に参考にさせていただければと考えております。
2	(承前)「参考」とは何か。12月には解除するというのにどうするのか。	内閣府	出来るだけ12月までに解除したいというご意向もよく理解をしておりますし、私どももそれに向けてしっかりと努力をしたいと思っておりますので、今いただいた貴重なご意見をしっかりとどのような形で実施をしていったら良いのかというご意見をいただきましたので、それをしっかり踏まえて考ります。
3	(承前)何も決まっていないのか。南相馬も楢葉も解除して現状がどうなっているのか分かっているのに、なぜ浪江町の解除にあたって国は何の打開策も持っていないのか。	内閣府	区域の見直しもようやく最近具体的な協議を始めたところでございまして、時間が限られていることは重々承知致しておりますけれども、今のような切実な声があるということも今承りましたので、しっかりと町当局とも協議を進めて参りたいと思っております。
4	(承前)きちんとした回答がほしい。いつまでにそう いうことができるか。	内閣府	防犯面につきましては、他にも区域の見直しを行った楢葉町、飯舘村、南相馬市その他の事例もございます。そういう事例も参考にしながら、浪江町は区域も広うございますし、隣町との境界も長うございますし、道も入り組んでおりますので、しっかりと町のご事情に精通された町当局の方としっかりと協議することが必要だと考えております。ただ、正にこれから始めようという段階でございますので、具体的にいつまでということについてはこれからしっかりと詰めて参りたいと考えておりますので、現時点ではご了承いただきたいと思います。
5	(承前)町当局にいつまでに結論を出すのかをはっ きりと言ったのか。	内閣府	正にこれからいつまでにという話を、お尻が今年中に区域の見直しをしたいという目標がございますものですから、そこから逆算をする形でこれからスケジュールをしっかり詰めさせていただければと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
6	(承前)防犯面について、小高地区では人に入られたりモノを盗られたりしても届け出ていない方もいっぱいいる。警戒区域が解除された場合について、浪江町ではどのように考えているのか。	馬場町長	本当に由々しき問題だと思うんです。所謂泥棒に入られて酷い目に遭っています。先日、双葉警察署長と話をして、今の犯罪者は頭が良く、作業員に扮してトラックのタイヤを盗んでいくんだそうです。そういう状況を作ったのではダメだということで、警察のパトロールの強化をまず第一点として警察署長にお願いしています。さらに、消防、それから出来れば町の消防団関係の復旧が始まれば消防団、自警団を組織しながら強化していきたいという風に思っています。それから先程区域の見直しの話の中で出ましたけれども、そういうものが国としてきちんとしたものが出なければ区域の見直しがされたとしても施行する訳にはいかない訳ですから、きちんと国と詰めて参りたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解をお願いします。
7	賠償の精神的損害の月10万円というのは安い。避難生活による精神的ストレスというものは大変なもの。社長や幹部に是非言ってもらいたい。	資源エネルギー 庁	10万円が生活費を含んだ精神的損害の額として非常に足りないんじゃないかというご指摘は非常に多く受けており、私どもも認識しております。ただ一方で、色々な被害形態、避難形態がある中でいくらが妥当なのかというのは非常に難しい問題でして、早急に10万円が20万円、30万円という風に決められるかというと、現実問題難しいという風に思っております。しかしながら、生活が激変したことによって、10万円では足りないというお声も聞いているので考えております。少しでも出来ることはないかということは今後も町とも協議させていただいて考えていきたいと思っております。
8	(承前)町と協議するというのはおかしい。町は一生 懸命要望を出しているのにまだ要望を聞きたいの か。	資源エネルギー 庁	要望をいただいているので、よくお話しを聞くという趣旨での協議というかお話をさせていただき たいという趣旨です。中身をよくお伺いさせていただいて、という趣旨でございます。
9	除染には水が必要だが、水はどこかから持ってくる のか。	環境省	水が確保できない場合には、給水車等で水を他の地域から持って来まして、それを使って除染をしていきたいと考えております。また、今先行除染という形で一部やらせていただいている所では取水場から一部使わせていただいて進めておるところでございます。
10	仮置き場を行政区毎に設置するということだが、行 政区によっては設置出来ない所もあると思うが、そ ういった場合どうするのか。	環境省	ご指摘の通り、仮置き場を確保するのは非常に難しいと認識しておりますが、我々も国の責任でしっかりと確保していかなければならないと思っております。行政区毎に基本的には使わせていただきたいと思っておりますが、状況によっては町中で場所が取れないというようなことがあるかと思います。行政区ということに必ずしもこだわらずに柔軟にご相談していきたいと思っております。いずれにしましても、具体的な話を始めたばかりでございますので、引き続き詳細は詰めて皆様にもご協力をお願いをして進めて参りたいと思っております。
11	事故時点から6年で全損とし、避難指示の解除時期に応じた割合分を賠償するという事だが、実態は規制があって家には帰れないし、不動産の管理も出来ない状況にある。雨漏りや家畜の侵入等によって事実上全損状態になっているものも多い中で、このような対応は問題があるのではないか。	資源エネルギー 庁	これはあくまでも追認してお支払いをする額でございまして、本当に見てみて、実損が上回る場合については修復費用というものは場合によってはお支払いをするということになっています。 本当に全損状態だということであれば実損を見ておそらく全損という扱いになると考えております。
12	(承前)避難指示が解除された場合、損害額について一棟ずつ評価をするということか。	資源エネルギー 庁	そうです。一棟毎の判断ということになります。

No.	質問内容	回答者	回答内容
13	宅地・住宅に関する権利等の扱いについては、損害賠償後も所有権は持ち主に残るのか。	資源エネルギー 庁	全損区域については価値分全てを東京電力が払うので、何もしないと当事者の間では所有権を東京電力が取れてしまうということになるんですけれども、今回、東京電力は所有権はそのまま被害者の方にお持ちいただくというか、所有権をいただきたいという話は東京電力からすることは無いと思っております。しかしながら、仮に所有権をそのままお持ちいただいたものを転売されたり、端的に申しますと反社会勢力の人達に渡った場合、後々トラブルになることから、解除までは転売は全損については控えていただき、全損で無い場合はそもそも所有権を東京電力がいただくというお話すらあり得ませんので、契約の中で損害賠償請求権だけは元の方にお持ちいただくというようなことを交わせるかなと思っております。
14	避難指示の解除は、生活に必須なインフラや生活 関連サービスの復旧後、町との十分な協議を踏ま えて実施する、という事だが、町としては帰還は6年 後と宣言している。浪江町全世帯を全損扱いで一 括で考えて良いのか、そういう返事がもらえるの か。	内閣府	避難指示の解除は先程申し上げた通り、インフラの復旧状況、線量の状況、生活環境の整備の状況、一つ一つ踏まえた上で国と町との間で協議をして決めていくと。解除の見込み時期についても同様でございまして、一つ一つ個別につき合わせて決めていくものだという風に考えております。国としても、先程町の方から復興計画のご説明がありました通り、6年間帰れないというお考えをされている事はしっかり承知しております。今後、国と町との間で一つ一つつき合わせをして参りたいと考えております。
15	賠償基準の方針として「生活再建できるよう配慮した賠償の枠組み」とあるが、例えば宅地の賠償については、そもそも浪江町の土地は事故前の評価額が高いわけではなく、浪江町以外の地域では生活水準を維持できない。生活水準を下げろという考えなのか。	資源エネルギー 庁	正直申し上げまして、賠償でやれる範囲というのは、与えてしまった損害に対して補填するところでございます。賠償の範囲内で最大限踏まえられるところは、実態を踏まえて全体の賠償水準を決めさせていただくということかと思います。
		復興庁	補足させていただきます。賠償の考え方は今申し上げたようなことかもしれませんが、皆様の生活再建を図るということは今回の原発事故については皆様の責任は全く無い訳でございまして、国あるいは事業者が責め負う話でございます。従いまして、賠償でどうしてもカバーできない部分については、参考資料のP.32にも出ておりますけれども、国の方で県、市町村とご相談しながら復興住宅を急いで整備させていただいて、仮設住宅の当面の期限が切れる26年3月と来年度末くらいには先行して復興住宅を福島県内に整備して、避難を余儀なくされている皆様がお入りいただける環境を整えていくと。実際に古いお家ですとか、固定資産税評価額が低かったお家ですとか、例え全損であっても十分に皆様が以前と同じ環境でお住まいできないという可能性もある訳でございます。そのカバーできないところを生活再建支援ということで政策で、復興庁の仕事としてそこはしっかりやらせていただきたいと思っております。今避難されている住民の皆様の意向調査を色々な町、村でやらせていただいています。いずれは浪江町さんでもやらせていただくことになると思いますので、どちらにお住まいになりたいか、とか、どういったタイプの復興住宅を望まれるのか。なかなか集合住宅では満足がいかないというお話しがあったり致します。それから収入の状況に応じては家賃が発生するしないといった問題もあったりします。まだ調整項目はあるんですけれども賠償でカバーできない部分を国は放置するかというとそうではなくで、しっかりと生活再建支援ということは考えさせていただきたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
16	浪江町が今後5年間を待たずに指示解除をするようなことが考えられるのか。	馬場町長	まず、とにかく水の問題、下水道の問題、そして道路の問題、医療機関あるいは福祉施設が無ければ、戻れない、生活できない。逆算していけば、5年6年かかってくる。生活基盤、社会基盤が出来なければ、ひょっとするともうちょっとかかるかもしれません。もう一つ、今の原発の事故の収束です。これは今どういう状況になるか分からないんです。これで再発したらまた広い被害になりますから。そういうものも含めて見極めていけば、やっぱり相当の期間がかかるんです。私どもは帰りたいんですけれども、生活できないんです。だから逆算すると5年、6年かかってくるということなんです。その間に我々は基盤をきっちりと整備して、皆さんが戻れるような環境を作っていきたいという風に思うんです。自由に出入りするようになれば、後片付けやお墓の掃除、修復をやっていただきますが、残念ながら宿泊できません。町としては線量が低く滞在できる場所に、皆さん方で交流を深める広場、館を作って、後片付けをして疲れたらそちらで休んでいただいて、交流を深めた中で復興公営住宅に戻っていただく、という形を考えております。従って、区域の見直しについては時間がかかる。色々なロードマップが概略ですけど出てきています。上下水道の修復はどれだけの時間と金額がかかるのか、その代わり合併浄化槽を設置していくしかないのではないか等、さまざまな条件を概算で精査しています。そういったことを踏まえていけば、元の生活をするには相当の時間がかかる。賠償の問題等と含めて国にお願いしたいと思います。
17	宅地・住宅の財物賠償について、地震・津波による 損害相当額を賠償額から控除するということだが、 例えば全壊で土台しか残っていないという場合は補 償はゼロということになるのか。 また、家財の財物賠償については、地震・津波によ る被害の取り扱いがどうなるのかお伺いしたい。	資源エネルギー 庁	基本的に、津波で全て流失している場合にはなかなか難しいかなと思っておりますが、全壊で土台や建物の一部が残っている場合には可能な限り賠償していこうと考えております。建物のみならず、家財についても同じ考えで一定の割合の控除はありますけれども、全く無くなっていなければ賠償ができると考えております。
18	賠償を進めたり町のデザインを作る等、浪江町のために働く人を、特別な予算を組んで雇い入れること は出来ないのか。	復興庁	復興予算の使い方については、被災地以外で使っているという話は、皆さんからもけしからんとか、あまりにも拡大解釈だろうという意見がございます。これは大臣もそのように考えており、決算委員会でも議論されており、当然見直されるべき話であります。被災地のための予算も技術者の方が岩手、宮城で足りなくて、実行できていないという話がございます。福島県でも相馬市、南相馬市、いわき市等、警戒区域の規制がかかっていなかった所でも皆さん非常に苦労されていることで、私のところにも福島県、他の都道府県、市町村から応援要員を総務省が人を募って派遣するという仕組みもあるんですが、それでもなかなか集まらない。福島県は原子力災害ということもあって、放射能汚染に対する不安もあって人が集まらないという話もあります。国の公務員も派遣できないかという要請もいただいておりまして、期間に限りはありますけれども、国からも職員を出させていただいております。浪江町さんはじめ、双葉郡の町村の皆様は被災された皆さんのケアだけでなく、インフラ復旧、そのための調査、ロードマップ策定、我々も拝見してしっかり支えて出来るだけ早く実行したいと思っています。

No.	質問内容	回答者	回答内容
19	(承前)全国に先駆けて予算等の縛りを取り払った ダイナミックな動きが出来ないのかという趣旨で質 問した。	復興庁	復興庁の方でも国の色々な役所から人を集めても足りないので、民間の企業からも人に来ていただいている。そういう事で被災地のために志のある方に集まっていただく仕組みをこれからも考えていきたいと思います。復興庁の支所等でも雇用させていただいてもいますので、復興が新しい仕事にもなるという前向きな姿勢で取り組んでいきます。
20	200平米未満は固定資産税が軽減されているため 評価額が下がっている。評価額を賠償に限って見 直すということは国は考えているのか。	資源エネルギー 庁	特例で固定資産税の評価額が低くなっている場合には、特例が適用される前の額を使うことを 考えております。
21	(承前)そのことを明記しておくべき。	 資源エネルギー 庁	請求書をお送りする前にはまたしっかりご案内を詳細に書かせていただきたいと思っております。
22	主要道路の開通は早めに実現してもらいたい。飯 舘村は開通できていて、浪江はなぜできないのか。	内閣府	現時点で警戒区域がかかっておりますので、そこの通過交通には制約がかかっているわけでございます。今回区域見直しを早期に行いまして、警戒区域の解除をしっかり進めていくということが何よりの解決策になろうかと思います。また、その実際の解除後の警備や通り方については、町当局としっかりと現地の状況を踏まえた上で、どうするのが一番効果的なのか決めて参りたいと考えております。
23	(承前)具体的に要望しているのかどうか。実際に 現金が盗まれており、国側も無法地帯で放置した。	馬場町長	浪江町としても道路の問題については、常磐高速道については平成26年度3月までに南相馬市まで開通させるということで、先日NEXCOが来てそういうことになりました。ただ残念ながら双葉、大熊の部分は工期の遅れや高線量ということもあり、平成26年度以降に協議を開始ということになる。 6号線の線量の高い大熊、双葉の部分を遮蔽化してくれということを言っている。トンネルだと時間とお金がかかりますから、首都高速道路のような防音壁にアクリルで屋根をかけて放射能が落ちないようにすれば時間もお金もかからず今すぐにやれるのではないかということ。114号線も同様に遮蔽化すれば健康に問題ないという風に思うんです。114号については昨日、相双建設事務所の所長が来まして、復興交付金の形で組み入れていきましょうと。道路をきちんとしていかないと復旧ができないんです。そういうことについては具体的に要望活動をしていきたいと思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。
24	町の方では原発事故は収束という認識は持ってい ないということでよろしいか。	馬場町長	経験のしたことの無い、メルトダウンした燃料を取り出していくということがあります。2号機、4号機の今後の作業の推移を見ていかないと非常に難しいのではないか。また、汚染水をどういう風にしていくのかという問題もございます。ですからそういう状況を踏まえれば、昨年12月に冷温停止状態、これは水で燃料を冷やしているという状況であって、何か起きればまたおかしくなってしまいます。そこの推移は見ていかなくてはならないと思っています。

No.	質問内容	回答者	回答内容
25	町から国への区域員直しに関する7点の由し入れ	馬場町長	国とは同意する部分はありますけれども、我々のニーズは全て把握してはいただいていません。従って、もっともっと協議をしていく状況にあります。賠償については、国から「町と話をしていく」というコメントがありましたが、私は賠償紛争審査会をもう一度開いてくれと言ったんです。精神的損害の賠償はあそこで決めたことですから。本当に馬鹿な委員会です。開いたのが今年1月20日過ぎです。それも21回目に被災地の話を聞いたんです。被災地の話を聞かないで今年の8月、中間指針をまとめたんです。自賠責の入院費用10万円、正直には12万6千円です。2万6千円がもったいないから削ったんです。そんなこと任せていられないんです。民法の日本の第一人者なんだそうです。私はその審査会の場で目の前で言いました。「被災地の事を見てください、見たこと無いでしょう」と。議事録に載っていますから見てください。そういう風にでたらめなんです。紛争審査会は現場を見ていないんですから。だから私はもう一度紛争審査会を開いてくれと言っているんです。文部科学省は、審査会は公平中立なものだからダメだというんです。我々の話を聞かないで公平中立もないでしょうという話をしているわけです。だから私どもは10万円ではないですよ。SPEEDIも公開されなくて、一番酷い所に避難していった訳ですよ。国からの連絡も一切なく、そういうものは精神的損害に増額できるでしょうと。だからプラス25万円だという理由はそこなんですよ。だから私どもはそういう話で妥協はせずやっていきたいと思います。
		馬場町長	7項目については要望が何百とあり、確認に時間がかかるため今分かる範囲でお答えさせていただきます。健康管理手帳とその法整備については、国会議員の超党派の中でやっていこうということで妊婦さんと子供さんの方々の医療費を無料にしていこうということで概念は決まりまして、個別的にはこれから。私からは2万1千人を対象にしてくださいと、法整備をお願いしたいという事で話を進めています。合意している点はまだはっきり無いということでご理解をお願いします。
26	東京電力の緊急時の通報の問題について、訴訟を 辞さないという町長のコメントがあったが、どうなっ ているか。	馬場町長	東京電力の連絡協定違反、あれは本当に酷い。一番最初に出した事故調の結果、事故の調査方法が酷い。津波の影響は想定外だったという話だった。最近は津波の対策をしておくべきだったと書いてあるんですよ。私どもの報告書にこう書いてあります。3月13日に津島支所にいた時に社員を一人送って原発の状況説明をしたと書いてあるんです。他の立地4町には職員を3月11日に2名ずつ派遣して状況報告をしていたと書いてある。浪江町のことだけ大きく書いてあるんですよ。連絡協定違反をしていないというためにそういう風に大きく書いてあるんですよ。連絡協定違反をしていないというためにそういう風に大きく書いてあるんです。本当にでたらまな会社。私は許せない。告発しようという話もあるんですけれども、町として告発できるのかどうかという問題もあるんです。よかったら皆さんで告発してください。私は町として行政としてバックアップしますよ。ただそこは論点整理していますので、もう少しお待ちください。昨日も公営企業の損害賠償6億を請求しました。これから一般行政でかかった経費も賠償請求していきます。どんどんやっていかないとダメです。東京電力は絶対に許さない。そういうことでご理解いただきたいと思います。
27	ー時帰宅の時だけでなく、仕事の都合等で浜通り 等へ移動する際の宿泊費も請求させていただいて も良いのか。	東京電力	ただいまのご質問についてでございますけれども、具体的に事情を個別に確認させていただいて、その上で請求をこちらの方で受付を検討いたしまして、上の方に諮ってまいりたいと思いますので、まずは事情の方を詳しくお聞かせいただくという所からはじめさせていただいて、今後ご対応させていただければと思います。

No.	質問内容	回答者	回答内容
28	(承前)移動しなくてはならないということが起きた場合に、東京電力の賠償センターにお電話して事情を説明して、ご許可いただいたら領収書を取ってくることでよろしいですか。泊まってからダメと言われても困るので質問をしている。	東京電力	今この場でこのようにお話いただいておりますので、後ほどこの会が終わりましたら個別に事情をお聞かせいただいて、進めていきたいと考えております。
29	(承前)個人的なことを聞いているわけではなく、他 の方の疑問も代弁しているつもり。	東京電力	今答えを持ち合わせておりませんで、誠に申し訳ないんですが。
30	(承前)浪江の会津地区へ避難している自治会の鈴木会長が東京電力の回答を後日受けていただけるか。	産業賠償対策課	今のお話については、資源エネルギー庁さんもいらっしゃいますし、町の方で受けて皆さんの方に町のホームページ、フォトビジョン等でお知らせをするようにさせていただきます。
31	建物・土地の賠償について、登記している人が亡くなっている場合、その肉親等には通知や案内が無い。どう考えているか。	庁	建物や土地の賠償の前に先行してお支払いする費用の事をおっしゃっているかと思いますけれども、今の時点で登記をされている方に限らせていただいております。これは非常にご批判を受けているところでございますが、財物賠償に関しましては、所有者の方にしっかりお支払いをすると。所有者ではない方に万が一お支払いをしてしまうと、後でその方から何千万円単位のお金をお返しいただかなくてはならなくなるケースも想定されることから、かなり慎重にやらせていただいておると。その結果ご迷惑をお掛けしているということは認識しております。従いまして、1.4万円の先行払いでは登記が合致する方ということですけれども、これから予定している建物・土地に関しましては少なくとも登記で所有が確認できない方でも他の方法で確認できるもの、例えば、土地が登記があって建物は登記が無いんだけれども、建物についての固定資産税は払っているという場合等、所有者の特定が出来る場合には広げて対応させていただきたいと思っております。また、こういったことに関するPR不足についても本当に申し訳ございません。建物・土地の本賠償が始まる前にはしっかりPRさせていただきたいと考えております。
32	(承前)いつからやりますか。		必ず年内というのはこの場では申し上げられないが、極力年内ということを肝に銘じて受付が開始できるように努力させていただきたいと思います。